

兵庫県ドクターヘリ運航業務委託事業者選定に係る企画提案募集要領

1 趣旨

平成25年度から運航を開始した兵庫県ドクターヘリの運航業務委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続き等について定める。

2 委託業務名

兵庫県ドクターヘリ運航業務委託

3 契約主体

兵庫県立加古川医療センター

なお、委託期間中に関西広域連合等へ契約主体を移管する場合は、受注者と協議を行う。

4 履行場所

当センター（兵庫県加古川市神野町神野 203 番地：基地病院）

社会医療法人製鉄記念広畑病院（兵庫県姫路市広畑区夢前町 3 丁目 1 番地：準基地病院）

その他、運航範囲として定めた地域の場外離着陸場

5 契約期間

令和 3 年 4 月 1 日(木)から令和 4 年 3 月 31 日 (木)まで

6 委託業務の内容

(1) 委託業務の内容は、救急医療活動に利用するためのドクターヘリ（救急医療に必要な機器及び医薬品を装備した救急医療用ヘリコプター）の運航及び付随する管理業務である。

詳しくは別添の「プロポーザルに係る兵庫県ドクターヘリ運航業務委託基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）」を参照。なお、現在の運航実施状況は別添の「兵庫県ドクターヘリ運航要領」により確認。

(2) 特に提案を求める項目

企画提案にあたっては、特に次の項目についての提案を求める。

ア 運航範囲の地域の実情にあった運航方法について

イ 運航上、安全確保のための取組みについて

ウ 設備・機器の配備及び機体の整備、保守点検について

エ 運航に支障が生じた場合の対応について

オ 基地病院及び準基地病院間の共同運航体制について

カ 運航従事者の確保及び教育訓練について

キ 業務運営の管理方法について

ク 医師、看護師等搭乗医療従事者及び関係機関との連携について

7 委託金額及び経費区分

(1) 委託金額

金 230,516,000円〔消費税及び地方消費税を含む。〕を上限とする。

（参考：令和 2 年度契約額：230,515,186円・令和元年度契約額：228,419,593円(税込)・

平成30年度契約額：226,324,000円(税込)・平成29年度契約額：226,324,000円(税込)
平成28年度契約額：199,290,996円(税込)・平成27年度契約額：194,478,000円(税込)

(2) 経費負担区分

委託業務にかかる経費負担は、別記1を参照。

8 参加資格

プロポーザル参加は、下記の全ての要件を満たす者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の物品関係入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (2) 兵庫県の入札指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 委託業務の受注に係る航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を有している者であること。
- (7) 航空運送事業について5年以上の実績を有し、ドクターヘリの運航実績があること。
- (8) 整備拠点となる運航基地を有すること。
- (9) 委託業務の実施にあたり、年間通して中断なく運航するため、同等機種2機以上確保でき、運航に必要な有資格の操縦士、整備士及び運航管理者を雇用している者であること。
- (10) 一般社団法人全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会に加盟していること。
- (11) 過去3年間において、運航する事業用機において国土交通省運輸安全委員会が調査対象とする運航会社の運航航空機における死亡事故を発生させていないこと。

9 参加手続き

(1) 事務局

〒675-8555 兵庫県加古川市神野町神野 203 番地
兵庫県立加古川医療センター 総務部 経理課 佐藤
電話 079-497-7005 FAX 079-438-8800

事務局の対応・受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時より午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和3年1月21日(木)から同年1月27日(木)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 配布場所

上記（1）に同じ。またはホームページより取得

(3) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

参加表明書（様式第1号）〔必須〕

業務状況申出書(様式第2号)〔必須〕

類似業務実績報告書(様式第3号)〔任意〕

事業概要等を示した資料〔任意〕

県税納税証明書(現在、滞納がない旨を証するもの)

兵庫県の物品関係入札参加資格(平成30年・31年度)を有しない場合のみ。

イ 提出方法

所定の様式により、持参又は郵送とする。

ウ 受付期間

令和3年1月21日(木)から同年1月29日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)

エ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書(様式第4号)により行うこととし、郵送又は電子メールにより提出する。

イ 受付期間

令和3年1月21日(木)から同年2月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)

ウ 回答方法

令和3年1月25日(月)以降に、参加表明書等を提出した者すべてに電子メールにより回答するとともに、同日より令和3年2月10日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)の間に閲覧方式により行う。

エ 回答閲覧場所

上記(1)に同じ。

(6) 企画提案書等の作成及び提出

ア 提出方法

持参又は簡易書留若しくは特定郵便による郵送とする。

イ 受付期間

令和3年1月27日(水)から同年2月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

企画提案書 15部(正本2部、副本13部)

正本は原本とし、副本はカラーコピーとする。

企画提案書(表紙)	提案意思の表明（代表者印押印）	様式第 5 号
企画内容	<p>企画提案にあたっての基本方針 業務全般及び業務範囲ごとの提案(業務実施方針及び内容)(A4版で計20枚以内)</p> <p>なお、上記には、特に提案を求める項目(上記6(2)及び仕様書参照)に対する提案(A4版で各項目1~2枚程度)を含む。</p>	任意様式
業務管理体制	<p>操縦士・整備士・運航管理者(予定者)の氏名、資格、略歴等</p> <p>現場における業務管理体制(役割、人員配置、総括管理責任者と各業務責任者の指揮、命令系統等)</p>	任意様式

見積書 2部

積算金額	<p>別途内訳金額明細書(積算根拠の記載有り)を必ず添付すること(A4版で作成、代表者印押印)。</p> <p>金額は全て消費税及び地方消費税額を別に記載すること。</p>	任意様式
------	--	------

財務諸表 2部

業績資料	<p>直近3カ年の損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書など財務状況を示した計算書(上場会社にあつては、有価証券報告書)</p> <p>連結決算企業である場合は、当該ヘリコプター運用部門の事業業績を示した資料</p>	任意様式
------	--	------

事業概要・技術認定資料 14部

事業状況	<p>事業概要、組織体制(コンプライアンス含む)、技術取得認定を示した書面、その他事業状況及びその特徴が分かる資料(既存パンフレット等可)</p> <p>航空運送事業等の許可書(写し:有効期限内)</p>	任意様式
------	--	------

(7) プレゼンテーション

企画提案書を提出した者(以下「参加者」という。)に対して、提出された企画提案内容についてプレゼンテーションを求める。

- ア 予定日 令和3年2月25日(木) 午後3時
- イ 予定場所 兵庫県立加古川医療センター 会議室1

(8) 記入要領

提出書類は、原則A4版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。なお、構成図等の場合にはA4版・横型・横書きでも構わない。

提案書に記載する文字は、日本語、文字の大きさは10.5~12ポイントとし、書体は任意とする。

文章を補完するためのイラスト、イメージ図は使用してよい。

添付する資料はA4版に統一すること。

(9) 留意事項

提出書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用すること。

提出書類の著作権は、参加者に帰属すること。

提出書類は、非公開とする。

提出書類は、返却しない。

提出書類が、本要領及び別添の様式に適合しない場合は、企画提案を無効とすることがある。

提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出された企画提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。

(10) 参加に要する費用

プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

10 当選者の選定及び通知の方法

(1) 選定方法

委託候補者の選定は、「兵庫県ドクターヘリ運航業務委託事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において書類審査及びプレゼンテーションにより行う。

(2) 選考結果の通知

選考結果は、参加者に対して文書で通知する。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した参加者は失格とする。

ア 正当な理由なくプレゼンテーション開始時刻に遅れた者

イ 提出書類に虚偽の記載をした者

11 選定後の手続き

(1) 契約準備等

ア 契約締結協議

選考結果通知後、委託候補者は、基本仕様書及び企画提案書に基づいて当センターと契約内容の詳細について協議し、契約書を作成することとなる。なお、協議が成立しないときは、次順位を契約予定者とし、協議を行うこととする。

イ 契約保証金等

病院局会計規程第95条に基づき、確実な履行を保証するため、契約予定者（委託候補者）は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上を当センターに納付する必要がある。

ただし、当該契約につき保険会社との間で、当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書（原本）の提出があった場合等は納付の必要はない。

ウ 航空保険

契約予定者は、委託業務の履行にあたり、別記2の条件のとおり、代替機購入必要額、搭乗者及び乗客、第三者を被保険対象とした損害保険契約を締結する必要がある。

航空保険を付保した場合は、速やかに当センターに契約保険会社の付保証明書を提出する必要がある。

(2) 契約

ア 契約内容は、基本仕様書及び企画提案書に基づいて決定する。

イ 契約書は原則として事務局において原案を作成します。契約には、暴力団排除に関する規定、個人情報保護に関する規定、代行体制に関する規定を含む。

ウ 契約に際しては、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に基づき、暴力団排除に関する誓約書の提出を求める。

エ 当センターは、契約締結後において、受注者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

その他、契約書に反する事項があった場合は、必要な措置をとることができるものとする。

12 添付資料

- (1) プロポーザルに係る兵庫県ドクターヘリ運航業務委託基本仕様書
- (2) 兵庫県ドクターヘリ運航要領

13 その他

プロポーザル開始の日から、委員会での選考結果を通知するまでの間は、当センター、委員会委員及びその他関係者等への営業活動を禁止する。

（別記1）経費負担の区分

1 発注者

(1) 設備関係

ア ヘリポート及び関連設備（格納庫等）の整備及び維持管理に要する費用

イ 給油取扱所（航空燃料貯蔵タンク含む）の整備及び維持管理に要する費用

(2) 運航管理関係

ア 出勤要請ホットライン及び業務用固定電話機（複数）、病院内内線 PHS（複数）、医療用業務無線機及び受信機、医療用無線のアンテナの配備及び配線に要する費用

イ 基地病院・準基地病院における運航管理室の維持管理に要する費用

ウ 電話、インターネット等の回線使用料及びプロバイダー等への通信利用費

エ 業務上必要な範囲での光熱水費

(3) 医療関係その他

ア 医療機器、機材等医療行為及び搬送にかかる調達費用及び維持管理に要する費用

イ 医薬品、医療用消耗品（酸素ボンベ・患者用タオル等）、医療用資材の調達・購入費用

ウ その他、搭乗医療従事者に要する費用等で委託者の負担が適当と認められるもの

2 受注者

(1) 設備関係

- ア ドクターヘリ機体の配備及び整備に関する費用
- イ 整備作業用器具及び工具等の配備及び整備に関する費用
- ウ 運航監視カメラの配備及び整備に関する費用
- エ 円滑な運航に必要な機器・資材（スポットクーラー等）の設置に要する費用

(2) 運航管理関係

- ア 航空無線、気象情報用端末等の配置及び整備に要する費用
- イ ドクターヘリ搭載用の医療業務用無線機及び受信機、航空無線用のアンテナ及び通信線の設置・機器更新に要する費用
- ウ パソコン、プリンタ等 OA 機器の設置・機器更新に要する費用
- エ 運航管理用電話機、ファクシミリ（電話機加入権・通信料金を含む）の設置・機器更新に要する費用

(3) 運航関係その他

- ア 操縦士、整備士、運航管理担当者の配置、健康管理に要する人件費
- イ 運航にかかる消耗品（航空燃料含む）、消耗備品の調達・購入費用
- ウ 正常な運航を行うための許認可・免許に要する手続費用
- エ 航空保険の保険料ほか契約締結にあたって負担の必要な費用
- オ その他、運航従事者に要する費用等で受託者の負担が適当と認められるもの

〔留意事項〕

- (1) 業務従事者が作業中に被った故意又は過失による事故、事件の補償又は賠償は、受注者の負担責任とする。
- (2) 本業務中は、火災、盗難、その他事故防止に十分留意し、故意又は過失により病院施設又は第三者に損害を与えた場合は、受託者において必要な範囲の賠償責任を負う。

(別記2) 保険の付保条件

契約予定者は、委託業務の履行にあたり、契約期間中、次の条件以上の航空保険等を付保する。

- (1) 機体に対する保険 後継機購入必要相当額
- (2) 第三者・乗客包括賠償責任保険 限度額 50 億円 / 1 件
- (3) 医療搬送用航空機特約 搬送患者 限度額 5 億円 / 1 件
第三者被害見舞金 限度額 50 万円 / 1 件
- (4) 搭乗者死亡・傷害保険（運航会社従業員除く）
死亡保険 1 億円 / 1 人（医療従事者）
死亡保険 5,000 万円 / 1 人（医療従事者を除く）
医療日額 20,000 円 / 1 人

（以下、余白）